

評議員の費用弁償に関する規程

平成29年 6月13日制定

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人品川区社会福祉協議会定款第10条の規定に基づき、評議員の費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(費用弁償)

第2条 評議員がその職務のため、評議員会に出席したときは、別表1により費用を弁償する。

(改廃)

第3条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

付 則

1 この規程は、平成29年7月1日から施行する。

別表1

費用弁償の額	日額 3,000円
--------	-----------